

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、上場企業としての社会的使命と責任を果たし、継続的な安定成長と発展による企業価値の向上を目指して、ステークホルダーに貢献するためのコーポレート・ガバナンスの充実による公正で透明性の高い経営体質を継続することが、最重要課題と考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの下記項目以外の各原則を実施しています。

「補充原則1-2④ 議決権の電子行使、招集通知の英訳」

当社は、現状、議決権電子行使プラットフォームの利用や株主総会招集通知の英訳等は行っておりませんが、機関投資家や海外投資家の構成等を踏まえ、より株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。

「補充原則4-10① 独立社外取締役の適切な関与・助言」

当社は監査等委員会設置会社であり、会社法の規定に従い、監査等委員以外の取締役選任議案および報酬議案の内容について取締役会に付議する前に独立社外取締役を構成員に含む監査等委員会にその内容の審議を諮り、意見を求める体制としております。

当社は、任意の指名・報酬委員会などの独立した諮問委員会等を設置しておりません。また、独立社外取締役は3名であり、取締役会の過半数に達してはおりませんが、取締役会の決議に参加するとともに、取締役会において、独立社外取締役より指名・報酬に関する適切な関与・助言を得られていることから、現行の仕組みで適切に機能していると考えております。

なお、今後も取締役会の機能の独立性・客観性の確保と説明責任の一層の強化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

「原則1-4 政策保有株式」

当社では、当社を取り巻く様々なステークホルダーとの信頼関係や取引先の維持・強化及び地域社会との関係の維持によって将来の事業の拡大に資する場合は、政策的に必要な株式を保有しております。

政策保有株式については、中長期的な観点から、政策保有株式の保有意義、経済合理性について、取締役会において保有の是非を判断しております。当社は、毎年1回以上、取締役会において、個別の保有株式について協業の状況、事業への影響、配当利回りなどの収益状況などから保有の適否を検証しておりますが、個別銘柄ごとの具体的な検証内容は、保有先企業との取引の守秘性などから開示しておりません。保有意義が希薄化した株式は、順次売却・縮減していく方針です。なお、取引条件及び取引条件の決定方針等については、有価証券報告書等で開示しています。

当社は、保有株式の議決権行使については、発行会社の経営方針を尊重したうえで当社の企業価値向上に資するか否かなどを総合的に勘案し、議案への賛否を判断します。

「原則1-7 関連当事者間の取引」

会社役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合においては、取締役会において、当該取引条件及びその決定方法の妥当性、適正性を事前に審査し、また、監査室において取引内容のチェック、監査等委員会による監査を行う等の健全性及び適正性確保の仕組みを整備しています。

「補充原則2-4① 中核人材の登用等における多様性の確保」

当社は、人材の多様化とそれら人材の育成が中長期的な企業価値向上に繋がるものと考え、女性・外国人・中途採用者を積極的に採用しています。

また、中途採用者についてはスキル・経験等を総合的に判断し、管理職への登用を行っている一方、女性・外国人につきましては、管理職への登用数が現状十分ではないと認識しており、今後、当社の中核人材として、その比率が高まるよう人材育成および社内環境の整備に努めてまいります。

当社の人材育成方針は以下のとおりです。

中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、職能制度、コース制度及び各コース別の等級区分の組み合わせで、職制区分を行っていることから、基本的には職制に分けて、経営幹部や中核人材育成のため、毎年、教育・研修計画を策定し、定期的を実施するものとします。

なお、研修の実施にあたっては、外部講習やOJTを組み合わせることで、女性、外国人、中途採用者の管理職への登用、中核人材の登用等、多様性の確保に向けた人材育成も実施するものとします。

また、定期的教育・研修計画とは別に、必要に応じて全社集合研修等も実施するものとします。

社内環境整備方針については以下のとおりです。

女性・外国人・中途採用者の区別をすることなく、若手・中堅社員から業務改善提案や新規事業提案等に関する募集を行い、若手・中堅社員の活躍の場の提供や、当該提案を経営施策検討素材として活用することで、若手・中堅社員の活性化に取り組むことや、ハラスメントの防止等に関する取り組み、育児・介護などに関する正しい認識の習得などを推進し、多様な人材が活躍できる職場環境の整備を進めてまいります。

「原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮」

当社は、確定拠出年金制度を導入しており、企業年金の運用は行っておりません。

「原則3-1 情報開示の充実」

当社のホームページに経営理念、環境理念、企業行動指針、並びに中期経営計画を掲載しています。

「原則3-1 情報開示の充実」

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社ホームページ[企業情報]に経営理念、環境理念、企業行動指針、並びに中期経営計画を掲載しています。

(<https://www.technosmart.co.jp>)

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、上場企業としての社会的使命と責任を果たし、継続的な安定成長と発展による企業価値の向上を目指して、ステークホルダーに貢献するためのコーポレート・ガバナンスの充実による公正で透明性の高い経営体質を継続することが、最重要課題と考えています。この課題を実行するため監査等委員会設置会社を採用しています。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、この方針について同じ。)の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう企業業績と連動した報酬体系とします。個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、業務執行取締役の報酬は、月例報酬(固定制)及び利益連動報酬(業績連動制)により構成し、社外取締役については、監督機能を担うという職務に鑑み、月例報酬のみとします。また、個人別の報酬等の額及び内容の決定は、取締役会の決議によるものとします。

当社の取締役の月例報酬は金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当社の業績及び担当部門の業績、他社水準、従業員給与の水準、中長期的な業績見通しを考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

利益連動報酬は、適切なリスクテイクを促進し、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績を反映した金銭報酬とし、各事業年度の経常利益を基に算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給します。但し、毎年その内容(個人別配分率、支払い上限額等)につき、監査等委員により適正である旨の確認を得るものとします。

適切なリスクテイクを促進し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう、当社の業績動向、他社水準等に鑑み、月例報酬と利益連動報酬の割合が適正であるかどうかを判断するものとします。

監査等委員である取締役の報酬は、月例報酬(月次・定額)のみとし、各報酬額は監査等委員の協議により決定します。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査等委員である取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社の取締役は、11名以内とする旨を定款に定めています。

取締役会において、候補者の有する経験・知識、能力、人格を踏まえた上で、経営陣幹部の選任、並びに取締役・監査等委員である取締役の候補者の指名を行っています。

また、解任については、法令・定款違反を行った場合、公序良俗に反する行為を行った場合、健康上の理由により職務継続性に問題が生じた場合、及び、その他取締役としての資質が認められないと判断される場合には、監査等委員会の意見を踏まえた上で取締役会において、代表取締役からの解任、また、取締役候補者として指名しないこととします。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役会は、経営陣幹部及び取締役・監査等委員である取締役候補者の有する経験・知識、能力、人格を検討した上で、選任・指名を決議しています。取締役の指名の理由については、「株主総会招集通知」に記載しています。

「補充原則3-1③ サステナビリティについての取り組み等」

当社では、サステナビリティへの取り組みや人的資本の確保を、自社にとってのリスクであり機会でもあると認識するとともに、十分な開示を行っていくことは、投資家に対して広くESG投資を募るための有用な手段であると認識しております。

今後の開示方針といたしましては、自社の製品がサステナビリティに対してどのような付加価値を与えるのか、その程度や内容を情報提供に織り込むこととし、今後の中期経営計画において情報提供してまいります。また、当該計画の進捗状況の公開に沿って、サステナビリティ課題の状況につきましても適時に提供していく予定であります。

人的資本に対する戦略につきましては、技術力、開発力、営業力および製造能力の一層の向上を目指して、新卒採用の強化、多様性のある中途採用人員の活用を重視し、研修・教育に積極的な投資を行っていく方針であります。

なお、人的資本や知的財産への投資等は当社の持続的な成長に必要な不可欠なものであると認識しておりますが、株主をはじめとしたステークホルダーへの情報提供は十分ではなく、提供内容の拡充を目指してまいります。

「補充原則4-1① 取締役会の経営陣に対する委任の範囲」

定款・取締役会規程等に基づき、各取締役の担当業務を決定し、各業務担当取締役が業務を行っています。

「原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質」

当社の社外取締役については、会社法に定める社外取締役の要件および東京証券取引所が定める独立性基準に則るとともに、企業経営やコンプライアンス等の専門領域における豊富な経験や知識を有し、当社の経営課題について積極的に提言・提案や意見を表明することができる人物を候補者に選定しております。

東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考とし、当社は、社外取締役又はその候補者が、以下のいずれにも該当しないと判断する場合、独立性を有している者と判断します。

1. 当社関係者

当社の業務執行者

2. 取引先関係者

① 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

(注)「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間売上高の2%又は1億円のいずれか高い額以上の支払いを当社から受けた者をいう。

② 当社の主要な取引先又はその業務執行者

(注)「当社主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間売上高の2%以上の支払いを当社に行った者をいう。

③ 当社の主要な借入先又はその業務執行者

(注)「当社の主要な借入先」とは、直近事業年度末において当社の総資産の2%以上の額を当社に融資していた者をいう。

3. 寄付又は助成を行っている関係者

当社が、年間5,000万円未満の寄付又は助成を行っている組織等の理事その他業務執行者

4. 専門的サービス提供者

① 弁護士、公認会計士、税理士、その他経営・財務・技術・マーケティング等に関するコンサルタントとして、当社から役員報酬以外に年間5,000万円未満の報酬を受領している者

② 当社から多額の金銭その他の財産上の利益年間5,000万円未満を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に属する者

③ 当社の会計監査人である監査法人の社員、パートナー又は従業員

5. 議決権保有関係者

① 当社の10%以上の議決権を保有する株主又はその業務執行者

② 当社が10%以上の議決権を保有する会社の業務執行者

6. 過去に該当したことがある者

① 過去に一度でも上記1に該当したことがある者。

② 過去3年間のいずれかにおいて上記2から5のいずれかに該当したことがある者

7. 近親者

上記1から6に掲げる者(重要でない者は除く)の配偶者又は二親等内の親族

「補充原則4-11① 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方」

当社は、取締役会の活性化を図る観点から、定款において監査等委員でない取締役の員数を11名以内、監査等委員である取締役を4名以内と定め、当社の業務に精通した「社内取締役」と社外における豊富な経験と知見を有する「社外取締役」とをバランスよく組み合わせて、取締役会全体としての知識・経験・能力を幅広く具備した構成となるよう、専門知識や経験等が異なる多様な取締役で構成しています。

各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスについては、当社ホームページに掲載しています。

https://www.technosmart.co.jp/cat_ir/matrix/

また、取締役の選任に関する方針及び手続については、「原則3-1(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査等委員である取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続」で記載のとおりです。

「補充原則4-11② 取締役及び監査等委員である取締役の兼任状況」

現状、他の上場会社の役員を兼任している取締役は独立社外取締役1名であり、その兼任先は1社であります。なお、兼任状況については、毎年事業報告および有価証券報告書にて開示いたします。

「補充原則4-11③ 取締役会全体の実効性についての分析・評価・開示」

当社は、取締役会の機能の一層の向上を図ることを目的とし、毎年1回、取締役(監査等委員である取締役を含む)の自己評価アンケートをベースに取締役会の実効性に関する分析・評価を実施いたします。

2021年4月～2022年3月期における評価の結果の概要を当社ホームページに掲載しています。

https://www.technosmart.co.jp/cat_ir/summary-of-evaluation-results/

「補充原則4-14② 取締役・監査等委員である取締役に対するトレーニング方針の開示」

取締役・監査等委員である取締役に対して、その役割や責務の説明以外に、必要な知識の習得のため、各種セミナーの参加や勉強会を実施しています。

「原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針」

当社のIR活動は、代表取締役をトップとして、担当取締役及び管理統括部が行っており、対話により把握した株主の意見等は、情報の共有・活用を図っています。また、当社ホームページによる情報開示等の実施により、経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくような活動を実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
テクノスマート取引先持株会	1,384,000	11.26
株式会社エスアイエル	1,082,400	8.80
光通信株式会社	928,000	7.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	636,700	5.18
立花証券株式会社	533,600	4.34
株式会社UH Partners 2	411,800	3.35
株式会社滋賀銀行	321,875	2.62
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	304,300	2.48
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	285,200	2.32
椿本興業株式会社	278,250	2.26

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
青木透	他の会社の出身者											
岡健治	他の会社の出身者											
平松亜矢子	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
青木透	○	○	該当事項ございません。	東京証券取引所の独立役員としての要件を完全に満たしており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員に指定いたしております。
岡健治	○	○	該当事項ございません。	東京証券取引所の独立役員としての要件を完全に満たしており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員に指定いたしております。

平松亜矢子	○	○	平松亜矢子氏が2020年8月からパートナーに就任しております共栄法律事務所に、契約書の作成、法律相談等の依頼を随時しておりますが、2017年10月以降の依頼はなく、それ以前の6年間に於いての依頼は6件、支払報酬総額は375万円です。	東京証券取引所の独立役員としての要件を完全に満たしており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員に指定いたしております。
-------	---	---	--	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は、監査室との連携により監査を実施することから、監査等委員会事務局を設置し、監査室のスタッフ(内部監査人)が監査等委員会の事務局を兼務しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員、会計監査人、監査室は、必要に応じて情報交換及び意見交換を実施し、内部統制システムを利用した組織的な監査を行っています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

青木透、岡健治および平松亜矢子とも独立役員としての要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと考えています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の月例報酬は金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当社の業績及び担当部門の業績、他社水準、従業員給与の水準、中長期的な業績見通しを考慮しながら、総合的に勘案して決定しています。

利益連動報酬は、適切なリスクテイクを促進し、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績を反映した金銭報酬とし、各事業年度の経常利益を基に算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給します。但し、毎年その内容(個人別配分率、支払い上限額等)につき、監査等委員により適正である旨の確認を得ています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

2021年度における取締役(監査等委員を除く)および取締役(監査等委員)に対する報酬支給総額は、各々103百万円、16百万円です。社外取締役に対する報酬支給総額は、16百万円であり、上記金額に含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	更新	あり
----------------------	----	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、この方針について同じ。)の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう企業業績と連動した報酬体系とします。個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、業務執行取締役の報酬は、月例報酬(固定制)及び利益連動報酬(業績連動制)により構成し、社外取締役については、監督機能を担うという職務に鑑み、月例報酬のみとします。また、個人別の報酬等の額及び内容の決定は、取締役会の決議によるものとします。

当社の取締役の月例報酬は金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当社の業績及び担当部門の業績、他社水準、従業員給与の水準、中長期的な業績見通しを考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

利益連動報酬は、適切なリスクテイクを促進し、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績を反映した金銭報酬とし、各事業年度の経常利益を基に算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給します。但し、毎年その内容(個人別配分率、支払い上限額等)につき、監査等委員により適正である旨の確認を得るものとします。

適切なリスクテイクを促進し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう、当社の業績動向、他社水準等に鑑み、その割合が適正であるかどうかを判断するものとします。

なお、利益連動報酬における当事業年度の当初の経常利益の目標は、1,200百万円(2021年3月期決算短信 3. 2022年3月期の業績予想 2021年5月14日開示)であり、実績は、1,692百万円であります。

取締役(監査等委員である取締役は除く。)の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第85期定時株主総会において年額280,000千円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まない。定款で定める取締役の員数は11名以内とする。)と決議されております。また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第81期定時株主総会において年額40,000千円以内(定款で定める監査等委員である取締役の員数は4名以内とする。)と決議されております。

監査等委員である取締役の報酬は、月例報酬(月次・定額)のみとし、各報酬額は監査等委員の協議により決定します。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役(監査等委員)には、監査室のスタッフ(内部監査人)が、監査等委員会議事録の作成及び監査等委員会への資料の提供を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0名
--------------------------	----

その他の事項

現在、該当者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は、任期1年の取締役5名及び任期2年の監査等委員である取締役3名で構成されています。法令で定められた重要事項及び取締役会規程に定められた事項をはじめ、経営上の重要な案件について担当取締役より報告を受け、審議を行っています。原則として毎月1回、本社において開催しており、各取締役に対し、十分な監督機能を有していると考えています。

監査等委員会は、社外取締役3名で構成されています。監査等委員である取締役は、監査等委員会で決定された監査方針及び監査計画に基づき、内部統制システムを利用し、取締役会の職務執行監査を行っています。原則として毎月1回、本社において開催しており、経営に対する監査を十分に果たしてまいります。

監査室は、内部統制システムを機能させるため、内部監査実施計画書を作成し、各部門に内部監査を実施しています。

経営会議は、監査等委員を除く取締役で構成され、原則として月2回開催しています。経営計画及び予算を立案し、その目標に向け具体案を立案・実行しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会制度を採用し、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るものであります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	開かれた株主総会を目指し、集中日以外の日に開催しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書	
IRに関する部署(担当者)の設置	企画・IR推進グループを設置しており、個人株主及び機関投資家とのコミュニケーションを図っています。	
その他	機関投資家の依頼に対し、随時積極的に対応しています。また個人株主を主たる対象として年2回報告書を発行しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針を次のとおりとする。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めるものとする。

<業務の適正を確保するための体制>

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

役員及び社員またはそれに準ずる者に法令・定款の遵守を徹底させるため、当社は企業行動指針を定め、また社員行動規範を守らせるためコンプライアンス委員会を設置し、違反行為があったときの報告体制として内部通報者制度を構築し、各部門のコンプライアンス委員からの実施状況の報告及び管理体制並びに研修体制を構築する。

また、当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力または団体等とは一切の関係を持たず、不当な要求等を受けた場合は、会社として毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会・経営会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報、重要な決裁に係る情報並びにリスク管理及びコンプライアンスに関する情報を記録・保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制に整備し、文書管理規程を制定する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすあらゆるリスクを認識し、評価する仕組みを整備し、リスク管理の実効性を確保するためコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、それら各委員会の職務権限と責任を明確にした体制を整備する。また経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生または発生するおそれが起こった場合の体制を整備し、再発防止策等リスク管理規程・コンプライアンス規程を制定する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務権限と担当業務を明確にし、経営会議で経営計画及び予算を立案し、その目標に向け具体案を立案・実行する。

<監査等委員会の職務の執行のため必要な体制>

(1) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

監査等委員会事務局を設置し、監査室のスタッフ(内部監査人)が監査等委員会事務局のスタッフを兼務する。

監査等委員会事務局の職務は、次のとおりとする。

1. 監査等委員会議事録の作成
2. 監査等委員会への資料の提供
3. その他監査等委員会の職務の補助

(2) 前条の取締役および使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項

監査等委員会事務局スタッフの任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とし、その評価については監査等委員会の意見を聴取するものとする。

(3) 監査等委員会の第1条の取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前条に基づき取締役からの独立性を高められた監査等委員会事務局のスタッフが、監査等委員会の指示に従い、監査等委員会の職務遂行に必要な補助業務を実効的に行う。

(4) 取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人の監査等委員会への報告に関する体制

取締役(監査等委員を除く)及び使用人は、監査等委員会の定めるところにより、以下の事項に関し、要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行う。

1. 内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
2. 重要な会計方針および会計基準の決定ならびにそれらの変更
3. 業績および業績見込の発表内容ならびに重要開示書類の内容
4. 内部通報制度の運用および通報の内容
5. 決裁書および議事録の内容

(5) 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

報告者が不利な取扱いを受けることのないよう社内規程を整備し、これらの社内規程が適正に運用されているかを監査等委員会が確認する。

(6) 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会の活動に必要な費用を予算化し、予算枠の範囲外の費用についても必要なものは随時支払う。

(7) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と業務執行取締役との定期的な意見交換や、監査等委員が経営会議その他重要な会議へ出席し意見を述べる機会を確保する。また、監査等委員は、社長直轄の監査部門及び会計監査人から定期的に報告を受け、意見交換を行う。

監査等委員である取締役には、他の取締役及び使用人から独立した執務室を提供する。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況>

当社の業務の適正を確保するための体制の主な運用状況は以下のとおりであります。

(1)取締役会は、当事業年度は11回開催され、法令で定められた事項及び取締役会規程に定められた事項をはじめ、経営上の重要な案件について担当の取締役より報告を受け、審議を行っております。

(2)受注動向、業務進捗状況、組織人事をはじめ、経営全般に亘る諸問題に迅速に対応するため経営会議を原則月2回開催しており、当事業年度は18回開催いたしました。

(3)内部統制が実効的に行われることを確保するためにCSR委員会を設置し、当社監査室から内部監査結果の報告を受けるとともに、当社の内部統制システムの構築、維持、是正処置と再発防止にむけた業務の見直しの検討等を行っております。当事業年度は4回開催しております。

(4)監査等委員会では、監査等委員会で定めた監査等委員会規程、監査等委員会監査等基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に基づき、監査の方針、監査計画を作成し、取締役及び監査室その他の従業員等の職務の執行状況について、書類の閲覧、実地調査、情報収集等を行い、監査室から定期的に報告を受けるとともに、会計監査人から四半期ごとに監査結果の報告を受け意見交換等を行っております。

(5)監査室が年間の内部監査計画に基づき当社各部門に対し内部監査を実施し、その結果は、取締役会、CSR委員会及び監査等委員会に報告しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業行動指針「反社会的な者や団体への関与は行わない」に基づき警察当局、東警察署管内企業防衛対策協議会等との関係機関と連携し、また地域企業、代行機関等との情報交換を行い、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体の不当な要求に対して毅然とした態度で対応し一切の関係をもたない旨を基本方針としております。また社員全員には社員行動規範「反社会的勢力には屈服せず、断固として拒絶します」を定め、周知徹底を図っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

更新

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為等であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

但し、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、法令等及び当社の定款によって許容される限度において、場合により、企業価値向上及び株主共同の利益の最大化のために相当の措置を講じる必要があると考えております。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2022年5月26日開催の当社取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めるとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」と言います。）を導入することに関して決議を行いました。

また、当社は、株主の皆様のご意思を確認させていただくため、2022年6月24日開催の第88期定時株主総会において、本プランの承認議案を付議し、本プランの導入につき株主の皆様のご承認をいただきました。本プランの有効期間は、2025年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとしております。

基本方針及び本プランの詳細につきましては、2022年5月26日付「当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）の導入について」（https://www.technosmart.co.jp/cat_ir/takeover-defense-measures/）をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

(1)決定事項に関する情報

- 1.会社関係部署にて事前検討
- 2.経営会議に申請及び検討
- 3.取締役会に上程、決議
- 4.会社情報の取扱責任者による公開検討
- 5.管理統括部より公開手続実施

(2)発生事実に関する情報

- 1.発生事実に関する詳細報告を関係部署より代表取締役提出
- 2.会社情報の取扱責任者による公開検討
- 3.情報の公開資料を経営会議で検討
- 4.管理統括部より公開手続実施

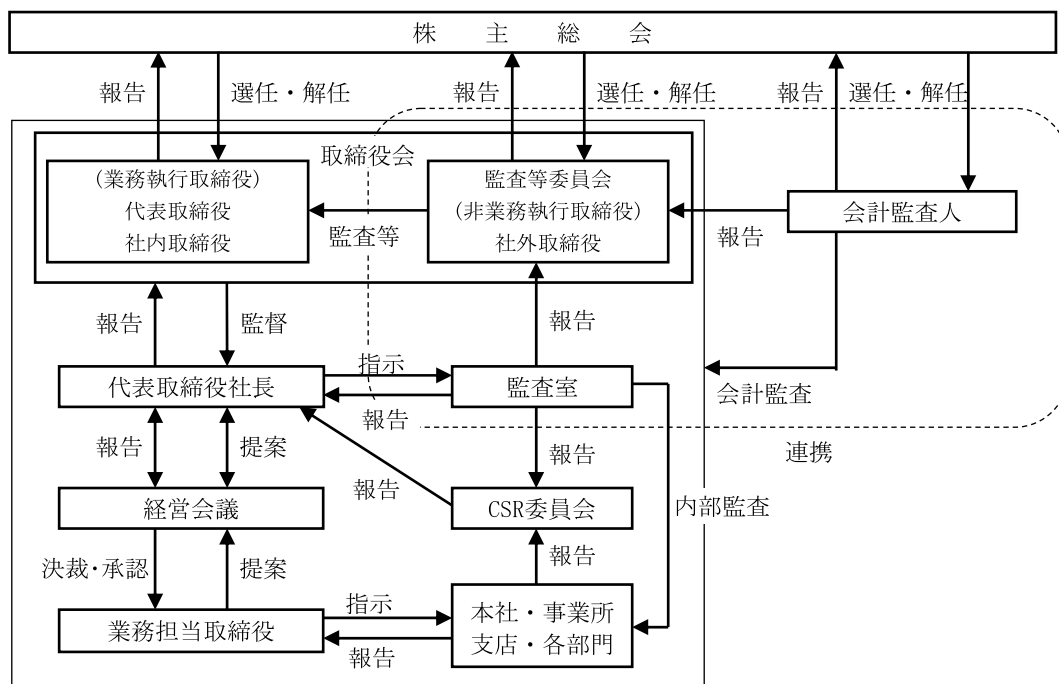
(3)決算に関する情報

(決算及び業績予想)

- 1.経営会議に申請及び検討
- 2.取締役会に上程、決議
- 3.会計監査人にて、財務諸表の監査手続
- 4.会社情報の取扱責任者により公開検討
- 5.管理統括部より公開手続実施

(配当)

- 1.経営会議にて検討
- 2.取締役会に上程、決議
- 3.会社情報の取扱責任者により公開検討
- 4.管理統括部より公開手続実施



取締役 スキル・マトリックス

氏名	当社における 現在の地位	属性	企業経営	財務・会計	法務・ リスク管理	人事・労務	技術	研究開発	製造	営業	グローバル 経験
柳井 正巳 やない まさみ	代表取締役社長		○	○		○	○	○	○		
飯田 陽弘 いいだ はるひろ	常務取締役		○	○		○	○	○	○	○	
下村 壽一 しもむら としかず	取締役		○				○	○			
榎本 一郎 えのもと いちろう	取締役		○							○	○
西宮 良材 にしみや よしき	取締役								○		○
青木 透 あおき とおる	監査等委員である取締役	独立役員 社外取締役	○			○					
岡 健治 おか けんじ	監査等委員である取締役	独立役員 社外取締役	○	○							
平松 亜矢子 ひらまつ あやこ	監査等委員である取締役	独立役員 社外取締役	○	○	○						

以 上